

令和7年12月議会

議案説明資料

目 次

1. 議案第189号 令和7年度福岡市一般会計補正予算案(第3号)	… 1 頁
2. 議案第251号 博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について	… 14 頁
3. 議案第246号 今宿野外活動センター既存施設等リニューアル事業に係る 契約の締結について	… 15 頁
【補足資料】今宿野外活動センターリニューアル事業の概要等について	
4. 議案第204号 福岡市立今宿野外活動センター条例の一部を改正する条例案	… 16 頁
5. 議案第242号 福岡市立今宿野外活動センターに係る指定管理者の指定について	… 21 頁
6. 議案第206号 福岡市NPO・ボランティア交流センターに係る指定管理者の指定について	… 23 頁
7. 議案第237号 福岡市立東市民センター等に係る指定管理者の指定について	… 29 頁
8. 市民局スポーツ施設課所管施設(プール)に係る指定管理者の指定について	… 35 頁
議案第241号 福岡市立総合西市民プールに係る指定管理者の指定について	
議案第238号 福岡市立東市民プール等に係る指定管理者の指定について	
議案第239号 福岡市立博多市民プール等に係る指定管理者の指定について	
議案第240号 福岡市立早良市民プール等に係る指定管理者の指定について	

市 民 局

1. 議案第189号

令和7年度福岡市一般会計 準正予算案（第3号）〈市民局所管分〉

[歳入]

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
4	25 諸 収 入	2 保険料収入	1 保険料収入	千円 198,640	千円 5,629	千円 204,269
歳入計				198,640	5,629	204,269

節		説明
区分	金額	
1 雇用保険料収入	千円 754	雇用保険法に基づく保険料収入の追加
2 厚生年金保険料収入	4,875	厚生年金保険法に基づく保険料収入の追加

〔歳出〕

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
8 ~ 9	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	千円 5,148	千円 163	千円 5,311
14 ~ 15			13 男女共同参画 推進費	269,014	3,732	272,746
14 ~ 15			14 人権施策 推進費	519,784	2,945	522,729
14 ~ 17			15 スポーツ振興 推進費	5,827,790	1,620	5,829,410

節				説明
区分	金額	区分	金額	
1 報酬	千円 99		千円	一般職職員給与費等の追加 〔関連歳入 (25) 諸収入 厚生年金保険料収入 5 千円〕
3 職員手当等	47	12 期末勤勉手当	47	
4 共済費	17			
1 報酬	1,690			
2 給料	539			
3 職員手当等	1,120	2 地域手当 12 期末勤勉手当	55 1,065	
4 共済費	383			
1 報酬	4,246			一般職職員給与費等の追加 (人権のまちづくり館職員の給与費 等の追加) 〔関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 503 千円 132 千円 371 千円〕
2 給料	75			
3 職員手当等	△970	1 扶養手当 2 地域手当 3 住居手当 4 通勤手当 8 時間外勤務手当 12 期末勤勉手当	△295 △19 △445 1,756 △1,024 △943	
4 共済費	△406			
1 報酬	248			
2 給料	674			
3 職員手当等	528	2 地域手当 12 期末勤勉手当	69 459	一般職職員給与費等の追加 〔関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 61 千円 7 千円 54 千円〕
4 共済費	170			

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
16 ~ 17			16 生 活 安 全 対 策 費	千円 378,113	千円 8,359	千円 386,472
16 ~ 17			19 コ ミ ュ ニ テ イ 振 興 費	9,631,556	44,501	9,676,057
16 ~ 19			20 区 政 推 進 費	2,519,258	14,597	2,533,855
18 ~ 19			21 防 災 危 機 管 理 費	1,117,501	725	1,118,226

節				説明
区分	金額	区分	金額	
1 報酬	4,519			一般職職員給与費等の追加 8,359 千円
2 給料	539			
3 職員手当等	2,450	2 地域手当	55	〔関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 317 千円 42 千円 275 千円〕
		12 期末勤勉手当	2,395	
4 共済費	851			
1 報酬	22,216			一般職職員給与費等の追加 44,501 千円
2 給料	4,547			
3 職員手当等	13,076	2 地域手当	459	〔関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 1,757 千円 231 千円 1,526 千円〕
		12 期末勤勉手当	12,617	
4 共済費	4,662			
1 報酬	5,935			一般職職員給与費等の追加 14,597 千円
2 給料	2,833			
3 職員手当等	4,436	2 地域手当	290	〔関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 499 千円 69 千円 430 千円〕
		12 期末勤勉手当	4,146	
4 共済費	1,393			
2 給料	404			一般職職員給与費等の追加 725 千円
3 職員手当等	246	2 地域手当	41	〔関連歳入 (25) 諸収入 雇用保険料収入 厚生年金保険料収入 27 千円 3 千円 24 千円〕
		12 期末勤勉手当	205	
4 共済費	75			

予算案 説明書 ページ	款	項	目	補正前の額	補 正 額	計
20 ~ 21		3 戸籍住民 基本台帳費	1 戸籍住民 基本台帳費	千円 4,180,866	千円 136,240	千円 4,317,106
歳出計				24,449,030	212,882	24,661,912

[繰 越 明 許 費]

予算案 説明書 ページ	款	項	目	事 業 名
190 ～ 191	2 総務費	1 総務管理費	21 防災危機管理費	防災・危機管理体制の 強化経費
繰 越 計				

関係予算額	繰 越 額	繰 越 事 由
千円 707,675	千円 37,468	工期の都合により、年度内に完了しないため。 〔旧東市民センターの防災備蓄倉庫転用工事に係る 工事費の繰越〕
707,675	37,468	

[債務負担行為]

7年度提出に係る分

予算案 説明書 ページ	会 計 名	事　　項	限　度　額		前年度末までの支出額	
			期　間	金　額	期　間	金　額
202 ～ 203	一 般 会 計	公　民　館　等　施　設　改　良	補正前の額	千円 19,778	-	千円 -
			補　正　額	285,779	-	-
			補正後の額	305,557	-	-

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特 定 財 源			一般財源又は 当該事業財源
期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
令和8年度	千円 19,778	千円 -	千円 14,000	千円 -	千円 5,778
令和8年度	285,779	-	214,000	-	71,779
令和8年度	305,557	-	228,000	-	77,557

2. 議案第251号

博多区新庁舎整備等事業に係る契約の一部変更について

契約件名	博多区新庁舎整備等事業
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、博多区新庁舎整備等事業に係る契約の契約価額を変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるもの。
原契約日	令和元年12月18日
変更契約日	令和3年2月22日（第1回変更） 令和4年6月22日（第2回変更） 令和6年2月22日（第3回変更）
契約価額	変更価額 6,322,923,200円（574,811,200円） 元議決額 6,282,535,600円（571,139,600円） 増 額 40,387,600円（3,671,600円） ※（ ）内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】	
○契約の相手方	大成建設・西日本技術開発・三和興業グループ 代表者 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号 大成建設株式会社 福岡市中央区渡辺通一丁目1番1号 西日本技術開発株式会社 福岡市東区千早二丁目2番43号 株式会社 三和興業
○工事概要	博多区新庁舎整備等事業 博多区新庁舎整備事業、博多区現庁舎解体事業及び 藤田公園再整備事業に係る設計、工事及び工事監督業務
○工事地	福岡市博多区博多駅前二丁目
○工期	令和元年12月19日から令和8年1月28日まで
○保証期間	博多区新庁舎整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 2年を経過する日まで 工事 受渡完了の日から2年間 藤田公園再整備事業 設計 設計成果物の引渡しを受けた日から工事完了の日後 1年（コンクリート構造物にあっては、2年）を経過 する日まで 工事 受渡完了の日から1年間 (コンクリート構造物にあっては、2年間)

3. 議案第246号

今宿野外活動センター既存施設等リニューアル事業に係る契約の締結について

議案番号	第246号
名 称	今宿野外活動センター既存施設等リニューアル事業に係る契約の締結について
提出理由	今宿野外活動センター既存施設等リニューアル事業に係る設計施工一括契約が5億円以上の工事請負契約となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年福岡市条例第39号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

1 契約の概要

(1) 契約の相手方

溝江・リズムデザイン既存施設等リニューアル事業実施コンソーシアム
※溝江建設株式会社、株式会社リズムデザインの2社による共同事業体

(2) 選定理由

今宿野外活動センターリニューアル事業に係る事業者の公募により選定した優先交渉権者が、公募要綱に基づき、今宿野外活動センターの既存施設等リニューアル事業を行うために設立した共同事業体であるため。

(3) 契約価額

810,150,000円（うち消費税及び地方消費税相当額73,650,000円）

【参考】公募時の上限額等

上限額	811,083,000円
提案額	810,150,000円

(4) 履行場所

福岡市西区今宿上ノ原

(5) 履行期間

令和9年3月12日まで

(6) 仮契約年月日

令和7年10月14日

2 工事の概要

(1) 基盤・インフラ施設整備

- ・園路、照明設備の整備
- ・電気、給排水設備の整備

(2) 既存施設の建替・改修等

- ・セントラルロッジ、野外便所、野外調理場の建替
- ・体育館の改修および園内サインの更新

4. 議案第 204 号

福岡市立今宿野外活動センター条例の一部を改正する条例案

議案番号	第 204 号
名 称	福岡市立今宿野外活動センター条例の一部を改正する条例案
提出理由	今宿野外活動センターリニューアル事業において、民間活力の導入により、一体的な運営を含めた再整備を実施することに伴い、使用料等を改める必要があるため。
主な内容	宿泊施設使用料を削除し、体育館の利用料金の条項を加える。
施行期日	規則で定める日

福岡市立今宿野外活動センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

福岡市立今宿野外活動センター条例(昭和47年福岡市条例第75号)

※下線部分が改正部分

現行	改正案
(設置) 第1条 野外活動、自然教育等を通じて市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある生活の形成に寄与するため、福岡市立今宿野外活動センター（以下「センター」という。）を福岡市西区 <u>今宿上の原</u> に設置する。	(設置) 第1条 野外活動、自然教育等を通じて市民の心身の健全な発達と豊かで潤いのある生活の形成に寄与するため、福岡市立今宿野外活動センター（以下「センター」という。）を福岡市西区 <u>今宿上ノ原</u> に設置する。
第2条・第3条 略 <u>(利用の届出等)</u> <u>第4条 センターを利用しようとする者は、センターの管理の業務に従事する者に規則で定める事項を届け出なければならない。</u>	第2条・第3条 略 <u>(利用の許可)</u> <u>第4条 体育館の利用その他規則で定める利用をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</u>
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 宿泊施設、体育館その他規則で定める施設の利用 (2) 宿泊施設の利用以外の方法による宿泊その他規則で定める利用 (利用の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、センターの利用を拒み、センターからの退去を命じ、又は前条第2項に規定する許可をせず、若しくはすでにした許可を取り消すことができる。 (1)～(3) 略	(利用の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、センターの利用を拒み、センターからの退去を命じ、又は前条に規定する許可をせず、若しくは既にした許可を取り消すことができる。 (1)～(3) 略
<u>(使用料)</u> <u>第6条 センターの宿泊施設を利用しようとする者からは、別表に掲げる使用料を徴収する。</u> 2 前項の使用料は、前納とする。 <u>(使用料の不還付)</u> <u>第7条 前条第1項の規定によりすでに納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合には、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(使用料の減免)</u> <u>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料を減免することができる。</u>	第6条から第8条まで 削除

現行	改正案
(1) 本市が主催する行事に利用するとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。	
第9条 略 (指定管理者による管理)	第9条 略 (指定管理者による管理)
第10条 略 2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>第4条第2項に規定する利用の許可に関する業務</u> (3) 略 (4) <u>第6条に規定する使用料の徴収に関する業務</u> (5) <u>第8条に規定する使用料の減免に関する業務</u> (6)・(7) 略	第10条 略 2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>第4条に規定する利用の許可に関する業務</u> (3) 略 (削る) (削る) (4)・(5) 略 <u>(利用料金)</u> <u>第10条の2 第4条の許可（体育館に係るものに限る。）を受けた者（以下「許可利用者」という。）からは、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が定める方法により徴収する。</u> 2 指定管理者は、利用料金の額を定める場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金の額を変更しようとするときも、また同様とする。 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金の額を公告するものとする。 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。 5 指定管理者は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 6 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、規則で定める特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
第11条～第15条 略 (指定管理者に関する読み替え)	第11条～第15条 略 (指定管理者に関する読み替え)
第16条 第10条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における <u>第4条第2項、第5条及び第8条(第2号を除く。)</u> の規定の適用に	第16条 第10条第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における <u>第4条及び第5条</u> の規定の適用については、これらの規定中「市

現行	改正案
<p>ついては、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>第17条 略 附 則 (施行日前における許可等)</p> <p>2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、この条例の施行の日以降のセンターの利用について教育委員会規則で定めるところにより利用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。</p>	<p>長」とあるのは、「指定管理者」とする。</p> <p>第17条 略 附 則 (施行日前における許可等)</p> <p>2 前項の規定に基づく教育委員会規則が公布されたときは、この条例の施行の日前においても、この条例の施行の日以降のセンターの利用について教育委員会規則で定めるところにより利用の許可をし、及び使用料を徴収することができる。</p> <p><u>(指定管理者の不在等の期間における利用料金の取扱い)</u></p> <p>3 <u>市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となつた場合には、指定管理者が不在等となつた日(以下この項において「基準日」という。)から新たに指定管理者を指定する日の前日又は管理の業務の停止を命じた期間が終了する日までの間については、市長は、第10条の2第1項及び第4項の規定にかかわらず、基準日前に指定管理者が定めていた利用料金の額に相当する額を使用料として、許可利用者から徴収する。</u></p> <p>4 <u>市長は、前項の場合において、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>

別表

宿泊施設使用料

区分	単位	1泊目	2泊目以降
		1泊につき	
テント施設(8人1張用)		円 900	円 600
ロッジ施設	1人	150	120

別表

1 個人利用料金

区 分	2時間につき
小中学生	円 90
高校生	130
一般	260

2 専用利用料金

区 分	金 額	
許 可 利 用 者 が 入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	午前9時から午後1時まで 1時間につき 平日 土日祝	円 630 850 850 1,050
	午後1時から午後5時まで 1時間につき	

現行	改正案		
	午後5時から	平日	1,050
	午後9時まで	土日祝	1,260
	1時間につき		
許可利用	午前9時から	平日	3,730
者が入場	午後1時まで	土日祝	5,030
料を徴収	1時間につき		
する場合	午後1時から	平日	5,030
	午後5時まで	土日祝	6,330
	1時間につき		
	午後5時から	平日	6,330
	午後9時まで	土日祝	7,630
	1時間につき		

備考

- 1 テント施設については、18歳未満の者を主体とする団体が利用する場合の使用料の額は、2分の1とし、市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体が利用する場合の使用料は、無料とする。
- 2 ロッジ施設については、6歳以上18歳未満の者が利用する場合の使用料の額は、2分の1とし、6歳未満の者及び市内に居住する65歳以上の者が利用する場合の使用料は、無料とする。

備考

- 1 利用の許可を受けた時間を超えて利用する場合及び準備等のため利用する場合の額は、規則で定める。
- 2 小学校に就学する前の乳幼児及び市内に居住する70歳以上の者の個人利用並びに市内に居住する70歳以上の者を主体とする団体の専用利用については、無料とする。
- 3 市内に居住する65歳以上70歳未満の者の個人利用に係る額は、1 個人利用料金の表に定める額の5割相当額とする。
- 4 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 5 市内に居住する65歳以上の者を主体とする団体（第2項に規定する団体に該当するものを除く。）の専用利用に係る額は、2 専用利用料金の表に定める額の5割相当額とする。

5. 議案第242号

福岡市立今宿野外活動センターに係る指定管理者の指定について

議案番号	第242号
名 称	福岡市立今宿野外活動センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立今宿野外活動センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立今宿野外活動センター

(2) 指定管理者に指定する者

今宿コモンズ

代表者 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

株式会社イースト

福岡市中央区大名一丁目 15 番 27 号

株式会社ローカルデベロップメントラボ

(3) 指定する期間

令和 9 年 1 月 4 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

2 選定の概要

(1) 業務の内容

施設及び付属設備の維持及び補修、利用の許可、利用の制限等に関する業務

(2) 選定理由

今宿野外活動センターリニューアル事業に係る事業者の公募により選定した優先交渉権者が、公募要綱に基づき、今宿野外活動センターの指定管理業務を行うために設立した共同事業体であるため。

(3) 提案額（年額）

34,056 千円

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

今宿コモンズ

代表者 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社イースト

福岡市中央区大名一丁目15番27号

株式会社ローカルデベロップメントラボ

2 団体の概要

(1) 株式会社イースト

①代表者

代表取締役 長島 秀晃

②設立年月日

平成9年10月15日

③業務内容

商業施設運営に係る各種システムの開発販売業務、商業施設運営に係る各種人材サービス業務、商業施設その他のセールスプロモーション業務、地方創生業務(イベント企画運営・ツーリズム開発・PR・指定管理等)、インバウンド向け観光案内や海外拠点事業(フランス・台湾)

④主な実績(指定管理業務)

- ・高松市屋島山上交流拠点施設
- ・門司港レトロ

(2) 株式会社ローカルデベロップメントラボ

①代表者

代表取締役 長島 秀晃

②設立年月日

平成30年3月15日

③業務内容

地域創生に関するコンサルティング業務、不動産開発に関するコンサルティング業務、不動産投資業務、各種施設・案内所等の運営及び管理業務、飲食店の経営・企画及びコンサルティング業務、内装工事の設計及び施工業務、雑貨及び食料品の輸出入及び販売、商品の企画・開発・製造及び販売

④主な実績(指定管理業務)

- ・加古川市見土呂フルーツパーク
- ・ABURAYAMA FUKUOKA(油山市民の森、油山牧場)
- ・菊鹿ワイナリー
- ・うきは6次産業化研究開発・事業化支援センター

6. 議案第 206 号

福岡市N P O・ボランティア交流センターに係る指定管理者の指定について

議案番号	第 206 号
名 称	福岡市N P O・ボランティア交流センターに係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市N P O・ボランティア交流センターの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市N P O・ボランティア交流センター

(2) 指定管理者に指定する者

「あすみん」マネジメントグループ

代表者 福岡市博多区綱場町 5 番 6 号

特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

福岡市博多区博多駅東一丁目 16 番 14 号

株式会社ミカサ

(3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

- センターの施設管理運営に関する業務、利用の許可
- 市民公益活動の支援に関する業務

(2) 募集の方法

公募

(3) 応募資格

- 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること
- グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めること
- 応募団体又は応募グループを構成する全ての団体は、福岡市内に事業所を置く者であること

(4) 応募団体

2団体 (五十音順)

団体名	構成団体
「あすみん」マネジメントグループ	特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所
	株式会社ミカサ
一般社団法人 SINKa	—

(5) 福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者選定委員会委員

委員5名 (五十音順)

区分	氏名	所属・役職
施設利用者	岩永 真一	特定非営利活動法人 福岡テンジン・ユニバーシティ・ネットワーク理事長
財務専門家	白石 京子	NPO会計税務支援福岡（NAS）副代表 白石京子税理士事務所 税理士
施設管理経験者	高倉 奈美	福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課企画監
財務専門家	千葉 真弓	ユアブレイン・オフィス代表 中小企業診断士
学識経験者	蓮見 二郎	九州大学大学院法学研究院・法学部 教授

(6) 募集・選定経過

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| ①第1回選定委員会
(募集要項及び選定基準等決定) | 令和7年5月15日 |
| ②募集要項等の配布 | 令和7年6月 2日から7月25日まで |
| ③申請書類受付 | 令和7年7月 9日から7月25日まで |
| ④第2回選定委員会
(書類審査・ヒアリング審査) | 令和7年8月21日 |

(7) 指定管理料の上限額

令和8年度：43,505千円

(8) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
I 市民公益活動への理解が十分であること	○施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 ○実現可能で目的にあつた効果的な運営方針を提案している。 ○施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。 ○これまで培った実績等（類似業務の経験等）を活かした提案をしている。	15
II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	○業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ○管理運営にあたって、充分な要員配置を行っている。 ○スタッフの勤務条件は適切である。 ○市民公益活動への支援（参画）実績がある。 ○管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大施策への貢献・従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進及びその他市の施策につながる方策を講じている。 ○施設運営・施設管理への従事にあたって必要な研修等を具体的に計画している。 ○施設の特性等を踏まえた適切な維持管理を計画している。 ○通常時からの安全対策や危機事案発生時等における対応が適切に講じられている。 ○個人情報・情報資産の管理体制について、十分な措置を講じている。 ○管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。	55
III NPO・ボランティアを支援するための取組がなされていること	○事業実施に独自の工夫や提案がある。 ○業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理や、利用者の視点に立った迅速、的確なサービス提供方策を講じている。 ○利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ○サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ○市民公益活動の支援に関する業務にあたって、必要な知識及び経験を有する者の確保を計画している。 ○市民公益活動への支援にあたって、スキルアップ研修等を具体的に計画している。 ○施設の利用促進について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ○施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ○NPOや地域、企業、大学等の多様な主体との連携、共働の推進の方策について具体的に提案している。 ○年代や生活スタイルに応じた公益活動の体験機会創出や、次世代を担う若年層（大学生等）や就労（退職前）世代の公益活動への参加を拡大するための具体的な事業を提案している。 ○NPOの法人化等を含め、NPO団体に対する運営基盤強化に関する支援策について具体的な取組を提案している。	90
IV 管理経費	○予算額の積算根拠が適切である。 ○経費縮減の取組が適切である。	10
V その他	○福岡市に主たる事務所を有しております、かつ中小企業（みなし大企業を除く）である。 ○その他、独創的な事業を提案している。（任意）	20
評価点合計		190

- ・上記配点の合計 190 点満点中、114 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。
- ・現指定管理者が応募した場合は、令和3年度から令和6年度分までの評価結果を踏まえ、加点又は減点を行う。加点又は減点する点数は、令和3年度から令和6年度の評価結果に応じた率（2%）を評価点の満点（190 点）に乗じて算出する。

3 選定結果

下記の理由により、「あすみん」マネジメントグループを指定管理者の候補者としたものである。

- ・提案内容等を踏まえ、選定委員会の各委員から「あすみん」マネジメントグループが福岡市NPO・ボランティア交流センターの指定管理者として適しているとの評価がなされた。

応募団体名	評価項目	配点	評価点					平均	
			委員						
			A	B	C	D	E		
<候補者> 「あすみん」 マネジメント グループ 提案金額 43,500千円	I 市民公益活動への理解が十分であること	15	12	12	12	15	15	13.2	
	II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	55	46	41	50	46	49	46.4	
	III NPO・ボランティアを支援するための取組がなされていること	90	75	81	78	75	75	76.8	
	IV 管理経費	10	6	6	6	8	7	6.6	
	V その他 (地場中小企業育成等)	20	18	18	18	18	18	18.0	
合計点								164.8 (3.8)	

※合計点については、委員5名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計に、インセンティブ・ペナルティを加算したもの。（ ）内はインセンティブ・ペナルティの数値。

(主な評価内容)

- ・施設の設置目的を踏まえた効果的な運営方針が提案されている。
- ・施設管理に実績とノウハウがある。
- ・若年層や就労世代の公益活動への参加を促進するための具体的な取組みが提案されている。

応募団体名	評価項目	配点	評価点					平均	
			委員						
			A	B	C	D	E		
<次点> 一般社団法人 SINKa 提案金額 43,505千円	I 市民公益活動への理解が十分であること	15	9	6	6	9	9	7.8	
	II NPO・ボランティア交流センターの管理運営のための十分な能力があること	55	33	28	30	30	38	31.8	
	III NPO・ボランティアを支援するための取組がみなされていること	90	54	45	57	48	63	53.4	
	IV 管理経費	10	6	4	6	5	6	5.4	
	V その他 (地場中小企業育成等)	20	14	14	18	14	18	15.6	
	合計点							114.0 (0.0)	

※合計点については、委員5名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計に、インセンティブ・ペナルティを加算したもの。（ ）内はインセンティブ・ペナルティの数値。

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

「あすみん」マネジメントグループ
代表者 福岡市博多区綱場町5番6号
特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所
福岡市博多区博多駅東一丁目16番14号
株式会社ミカサ

2 団体の概要

(1) 特定非営利活動法人 九州コミュニティ研究所

- ①代表者
理事長 耘野 康臣
- ②設立年月日
平成15年4月1日
- ③業務内容
組織づくりやメディアの制作・イベント実施等を通じて、コミュニティの活性化を図る。
- ④主な実績（指定管理業務）
 - ・福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者
 - ・福岡市和白地域交流センター指定管理者
 - ・福岡市西部地域交流センター指定管理者
 - ・福岡市立西市民センター指定管理者
 - ・福岡市千代音楽・演劇練習場指定管理者

(2) 株式会社ミカサ

- ①代表者
代表取締役 倉重 一男
- ②設立年月日
昭和50年1月17日
- ③業務内容
 - ・建築物環境衛生総合管理業
 - ・下水道処理施設維持管理業
 - ・下水管路管理業
 - ・建築物飲料水貯水槽清掃業 外
- ④主な実績（指定管理業務）
 - ・福岡市NPO・ボランティア交流センター指定管理者
 - ・福岡市和白地域交流センター指定管理者
 - ・福岡市西部地域交流センター指定管理者
 - ・福岡市東体育館・西体育館指定管理者
 - ・糟屋郡久山町文化交流センター指定管理者

議案第 237 号

福岡市立東市民センター等に係る指定管理者の指定について

議案番号	第 237 号
名 称	福岡市立東市民センター等に係る指定管理者の指定について
提出理由	本市が設置する福岡市立東市民センター等の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場及び市営千早駅前駐車場

(2) 指定管理者に指定する者

なみきスクエアみらいネットワーク

代表者 東京都品川区東品川二丁目 3 番 11 号

株式会社 JTB

福岡市博多区祇園町 6 番 27 号ロマネスク祇園 202

九州地区舞台芸術運営協同組合

福岡市博多区上呉服町 10 番 1 号

株式会社 ファビルス

(3) 指定する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

2 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

- 施設の利用の許可、利用の制限等、使用料の徴収・減免、施設及び付属設備の維持・修繕等に関する業務
- 講座、講演会、研修会等の開催に関する業務、音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務

(2) 募集の方法

公募

(3) 応募資格

- 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること
- グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めること
- 応募団体又は応募グループを構成する全ての団体は、福岡市内に事業所を置く者であること

(4) 応募団体

1 団体

団体名	構成団体
なみきスクエアみらいネットワーク	株式会社 JTB
	九州地区舞台芸術運営協同組合
	株式会社 ファビルス

(5) 福岡市立東市民センター、福岡市千早音楽・演劇練習場及び市営千早駅前駐車場指定管理者選定委員会委員

委員5名（五十音順）

区分	氏名	所属・役職
施設管理専門	合澤 三代子	一般財団法人福岡コンベンションセンターオペレーション部長
学識経験	緒方 泉	九州産業大学地域共創学部特任教授
財務専門	金子 宮土理	金子宮土理公認会計士事務所 公認会計士
財務専門	蘭田 久恵	(有)蘭田経営リスク研究所 中小企業診断士
施設利用者	松重 豊子	保育ボランティア団体「かすみ草」副代表

(6) 募集・選定経過

①第1回選定委員会 令和7年5月29日

(募集要項及び選定基準)

②募集要項等の配布 令和7年6月 9日から8月1日まで

③申請書類受付 令和7年7月14日から8月1日まで

④第2回選定委員会 令和7年8月27日

(書類審査・ヒアリング審査)

(7) 指定管理料の上限額

191,740千円

(8) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
I 市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	○施設設置目的を踏まえた目標設定をしている。 ○実現可能で目的にあった効果的な運営方針を提案している。 ○施設の管理運営意欲・抱負・理念を持っている。	10
II 管理運営のための十分な能力があること	○業務実施体制など管理責任体制が適切である。 ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備している。 ○管理運営にあたって、充分な要員配置を行っている。 ○管理運営にあたって、高齢者や障がい者等の雇用拡大、従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進、及びその他市の施策につながる方策を講じている。 ○施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切である。 ○施設の維持管理等のための、業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等、具体的な方策を提案している。 ○施設運営・施設管理に従事するにあたって必要な研修等を具体的に計画している。 ○安全確保についての考え方や施設内の事故発生時等における対応方策が講じられている。 ○利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じている。 ○環境配慮に向けた取組みを提案している。 ○管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有している。	70
III 市民の学習や文化、地域活動の場としての利用などに寄与する取組みがなされていること	○業務管理マニュアル等を整備するなど、接客、苦情処理や、利用者の視点に立った迅速・的確なサービスの提供の方策を講じている。 ○利用者ニーズを的確に把握し、運営に反映させる工夫をしている。 ○サービス向上について、効果の高い提案をしている。 ○市民の教育、文化の振興に寄与するとともに、施設の魅力向上につながる各種講座や文化的事業等の企画がなされている。 ○集客対策について、広報や宣伝方法など効果的な対策を講じている。 ○施設の利用状況や、施設の特性などを踏まえた効果的な対策手法を提案している。 ○地域や教育機関、関係団体との関わり方について具体的に提案している。	40
IV 管理経費	○予算額の積算根拠が適切である。 ○経費縮減の取組みが適切である。	15
V その他	○福岡市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業（みなし大企業を除く）である。 ○その他指定管理料の範囲内で行う独創的な取組みを提案している。	15
評価点合計		150

- ・上記配点の合計 150 点満点中、90 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。
- ・現指定管理者が応募した場合は、令和3年度から令和6年度分までの評価結果を踏まえ、加点又は減点を行う。加点又は減点する点数は、令和3年度から令和6年度の評価結果に応じた率（4%）を評価点の満点（150 点）に乗じて算出する。（小数点以下は四捨五入）

3 選定結果

下記の理由により、なみきスクエアみらいネットワークを指定管理者の候補者としたものである。

- ・提案内容等を踏まえ、選定委員会の各委員からなみきスクエアみらいネットワークが福岡市立東市民センター等の指定管理者として適しているとの評価がなされた。

応募団体名	評価項目	配点	評価点					平均	
			委員						
			A	B	C	D	E		
<候補者> なみきスクエア みらいネットワ ーク 提案金額 191,700 千円	I 市民の正当かつ公平な利用が確保 されていること	10	6	8	8	6	6	6.8	
	II 管理運営のための十分な能力があ ること	70	4名の委員で審査 (21、24、18、27)					22.5	
	○本部と現地の管理体制（責任体 制）・現地の要員配置計画・高齢者 や障がい者等の雇用拡大施策への貢 献・従業員のワークライフバランス の充実や男女共同参画の推進への貢 献・その他市の施策への貢献 ○施設の維持管理の考え方・再委託 業務内容		3名の委員で審査 (25、23、25)						
	○人材の育成計画 ○危機管理・安全対策 ○個人情報の保護 ○環境への配慮		2名の委員で審査 (5、5)					5.0	
	III 市民の学習や文化、地域活動の場 としての利用などに寄与する取組みが なされていること	40	12	12	11	11	11	11.4	
	○指定管理者企画事業の取組み ○地域や関係団体との関わり方	15	3名の委員で審査 (20、20、20)					20.0	
	IV 管理経費		2名の委員で審査 (9、12)					10.5	
	V その他 (地場中小企業育成等)	15	10	10	10	10	10	10.0	
	合計点							116.5 (6.0)	

※合計点については、各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計に、インセンティブ・ペナルティを加算したもの。（ ）内はインセンティブ・ペナルティの数値。

(主な評価内容)

- ・設置目的を踏まえた管理運営方針や充分な要員配置が提案されている。
- ・人材育成のための多様な研修を具体的に計画している。
- ・様々な方を対象に施設の魅力向上につながる各種講座や文化的事業が多岐に渡り企画されている。

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

なみきスクエアみらいネットワーク

代表者 東京都品川区東品川二丁目3番11号

株式会社 JTB

福岡市博多区祇園町6番27号ロマネスク祇園202

九州地区舞台芸術運営協同組合

福岡市博多区上呉服町10番1号

株式会社 ファビルス

2 団体の概要

(1) 株式会社 JTB

①代表者

代表取締役社長執行役員 山北 栄二郎

②設立年月日

昭和38年11月12日

③業務内容

- ・旅行業
- ・旅客鉄道会社及びその他運輸機関の乗車券類の発売に関する業務
- ・観光地の開発並びに旅行及び観光施設に関する事業
- ・国際・国内会議の開催に関する企画・立案及び請負業務
- ・警備業
- ・駐車場業
- ・音楽・映像・芸術・芸能・文化・スポーツビジネスに関する物品等の企画・制作・レンタル、輸出入、製造・販売、コンサルティング事業 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市立東市民センター等
- ・福岡市ももち体育馆
- ・博多町屋ふるさと館

(2) 九州地区舞台芸術運営協同組合

①代表者

代表理事 井上 勝

②設立年月日

平成16年8月18日

③業務内容

- ・舞台・音響・照明・映像運営業務
- ・公共ホール指定管理・舞台運営業務
- ・舞台機器・音響・照明・映像機器工事業務

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市立東市民センター等
- ・福岡市祇園音楽・演劇練習場
- ・福岡県立ももち文化センター

(3) 株式会社 ファビルス

①代表者

代表取締役社長 野田 太

②設立年月日

昭和 33 年 10 月 22 日

③業務内容

- ・建物の環境衛生管理
- ・保安警備業務
- ・建物設備の保全、管理、設計、施工
- ・ビルマネージメント業務、管理サービス業務
- ・人材派遣業 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市祇園音楽・演劇練習場
- ・福岡県立ももち文化センター

8. 議案第238号～第241号

市民局スポーツ施設課所管施設（プール）に係る指定管理者の指定について

議案番号	第238号～第241号
名 称	福岡市立総合西市民プールに係る指定管理者の指定について 外3件
提出理由	本市が設置するプール7施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

1 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立総合西市民プール 外6施設

(2) 指定管理者に指定する者

公益財団法人福岡市スポーツ協会 外3団体

(3) 指定する期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 募集及び選定の概要

(1) 業務の内容

- 施設の利用の許可、利用の制限等、使用料の徴収・減免、施設及び付属設備の維持・修繕等に関する業務

(2) 募集の方法

非公募 福岡市立総合西市民プール

公 募 上記施設以外の6施設

(3) 応募資格

- 法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであること
- グループで応募する場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体を定めること
- 応募団体又は応募グループを構成する全ての団体は、福岡市内に事業所を置く者であること

(4) 応募団体

合計7団体

指定管理者に管理を行わせる公の施設	応募団体 (五十音順)	構成団体
福岡市立 総合西市民プール	公益財団法人 福岡市スポーツ協会	—
福岡市立 東市民プール	ふくおかアクアリンク	株式会社ルネサンス
		株式会社日本水泳振興会
		JR九州サービスサポート株式会社
		有限会社日野体育あそび研究所
福岡市立 中央市民プール	LIFE & SPORTS 福岡共同運営企業体	株式会社西日本ビル代行
		太平ビルサービス株式会社
		リーフラス株式会社
		—
福岡市立 博多市民プール	株式会社 イトマンスポーツスクール	—
福岡市立 南市民プール	シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループ	シンコースポーツ九州株式会社
		西鉄ビルマネージメント株式会社
福岡市立 早良市民プール	セントラルスポーツ 共同事業体	セントラルスポーツ株式会社
		西鉄ビルマネージメント株式会社
	福岡スポーツNEXT パートナーズ	コナミスポーツ株式会社
		イオンディライト株式会社
		株式会社
		西日本新聞イベントサービス

(5) 福岡市市民局スポーツ施設課所管施設に係る指定管理者選定・評価委員会委員

委員6名（五十音順）

区分	氏名	所属・役職
財務専門家	池田 絵里奈	日本公認会計士協会北部九州会
財務・労務専門家	越川 智幸	一般社団法人福岡県中小企業診断士協会 副会長
労務専門家	武井 加奈子	福岡県社会保険労務士会 副会長
施設利用者	中村 真理子	福岡市スポーツ推進委員協議会 副会長
学識経験者	藤井 雅人	福岡大学スポーツ科学部 教授
施設管理専門家	山本 泰妃	福岡市立障がい者スポーツセンター 館長

(6) 募集・選定経過

①第1回選定委員会 (募集要項及び選定基準)	令和7年5月16日
②募集要項等の配布	令和7年6月2日から8月8日まで
③申請書類受付	令和7年6月2日から8月8日まで
④第2回選定委員会 (書類審査・ヒアリング審査)	令和7年9月8日

(7) 指定管理料の上限額

指定管理者に管理を行わせる公の施設	上限額
福岡市立総合西市民プール	283,459千円
福岡市立東市民プール 福岡市立中央市民プール	198,797千円
福岡市立博多市民プール 福岡市立南市民プール	200,009千円
福岡市立早良市民プール 福岡市立城南市民プール	209,268千円

(8) 評価基準

評価項目	評価基準	配点
管理運営方針	○施設の設置目的を踏まえた目標設定がされているか ○実現可能で目的にあった効果的な運営方針が提案されているか ○管理運営の意欲・ふさわしい理念を持っているか	10
管理運営能力	○管理責任体制は適切であるか ○市の施策に貢献する方策を講じているか ○法令を遵守し業務を実行できる体制を整備しているか ○管理運営にあたって、適切な人員配置を行っているか ○管理体制を維持できる安定的な経営基盤を有しているか ○労働関係法令に基づいた労働環境を整備しているか ○人材育成について明確な方針を持っているか ○施設の管理運営にあたって、必要な研修等を具体的に計画しているか ○事故防止に向けた安全確保の方策があるか ○災害・事故発生時など、緊急時の体制・対応方針が明確であるか ○個人情報保護に係る管理体制は適切か ○利用者の個人情報保護について、十分な措置を講じているか	55
利用者サービス	○多様な利用者に対応した接遇方針や、苦情への対応方針など、利用者の視点に立ったサービス提供方策を講じているか ○利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させる工夫がされているか ○サービス向上について、効果の高い提案がされているか ○利用状況の分析等に基づき、当該施設が取り組むべき課題を設定し、その対応策として、具体的な提案がされているか	35
施設管理	○施設の的確な維持管理と管理水準向上の考え方及び手法が適切であるか ○業務の一部委託における指定管理者としての点検・指導監督方法等について具体的な提案がされているか ○日常的・定期的な施設の維持管理に対する積極的な取組みがあるか ○環境配慮に向けた取組みがされているか	20
管理運営経費	○予算額の積算根拠が適切であるか ○経費の縮減に対する取組みが具体的に示されているか	15
その他	○地域や関係団体との連携に対する取組みについて具体的に示されているか ○福岡市に主たる事務所（登記上の本店）を有しているか ○中小企業（みなしだ企業を除く）であるか	15
評価点合計		150

・上記配点の合計 150 点満点中、90 点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。

3 選定結果

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設	指定管理者に指定する者	構成団体 (○:代表者)
第241号	福岡市立 総合西市民プール	公益財団法人 福岡市スポーツ協会	—
第238号	福岡市立 東市民プール 福岡市立 中央市民プール	ふくおかアクアリンク	○株式会社ルネサンス ・株式会社日本水泳振興会 ・J R九州サービスサポート株式会社 ・有限会社日野体育あそび研究所
第239号	福岡市立 博多市民プール 福岡市立 南市民プール	シンコースポーツ・西鉄ビ ルマネージメントグループ	○シンコースポーツ九州株式会社 ・西鉄ビルマネージメント株式会社
第240号	福岡市立 早良市民プール 福岡市立 城南市民プール	福岡スポーツ NEXT パートナーズ	○コナミスポーツ株式会社 ・イオンディライト株式会社 ・株式会社西日本新聞イベントサービス

福岡市立総合西市民プールの指定管理者選定結果

選定結果

下記の理由により、公益財団法人福岡市スポーツ協会を指定管理者の候補者としたものである。

- ・提案内容等を踏まえ、選定委員会において公益財団法人福岡市スポーツ協会が福岡市立総合西市民プールの指定管理者として適しているとの評価がなされた。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<候補者> 公益財団法人 福岡市スポー ツ協会 提案金額 283,459千円	管理運営方針	55	10	10	8	8	10	6	8.0	
	管理運営能力			31	23	29	31	23	26.7	
	経営基盤			2名の委員で審査 (10、10)						
	労働環境			2名の委員で審査 (10、10)						
	利用者サービス		35	31	28	25	31	25	28.0	
	施設管理		20	16	12	20	16	12	14.7	
	管理運営経費		15	15	9	9	12	9	10.5	
その他 (地場中小企業育成等)									13.5	
合計点									121.4	

※合計点については、委員 6 名の各評価項目の評価点の平均（小数点第 2 位を四捨五入）の合計

（主な評価内容）

- ・指定管理者の垣根を越えた施設横断的な情報共有や合同研修会の開催など、先導的な取組みが示されている。
- ・50m長水路や可変床の活用など、施設の特色を活かした管理運営が提案されており、利用者サービスの向上が期待できる。

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

福岡市西区内浜一丁目 5 番 1 号

公益財団法人福岡市スポーツ協会

2 団体の概要

公益財団法人福岡市スポーツ協会

①代表者

会長 藤井 一郎

②設立年月日

平成 3 年 9 月 6 日

③業務内容

- ・市民スポーツの普及振興
- ・競技スポーツの振興
- ・公共スポーツ施設の管理運営
- ・スポーツ人材の確保、育成、活用
- ・スポーツに関する情報の収集、提供 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市民体育館
- ・福岡市立中央体育館
- ・福岡市立総合西市民プール

福岡市立東市民プール及び福岡市立中央市民プールの指定管理者選定結果

選定結果

下記の理由により、ふくおかアクアリンクを指定管理者の候補者としたものである。

- ・提案内容等を踏まえ、選定委員会においてふくおかアクアリンクが福岡市立東市民プール及び福岡市立中央市民プールの指定管理者として適しているとの評価がなされた。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<候補者> ふくおかアクアリンク 提案金額 198,247千円	管理運営方針	55	10	10	8	6	8	6	7.3	
	管理運営能力		34	27	24	30	21	21	26.1	
	経営基盤		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	労働環境		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	利用者サービス		35	35	28	24	21	18	24.5	
	施設管理		20	16	16	20	16	12	15.3	
	管理運営経費		15	15	9	9	12	9	10.5	
	その他 (地場中小企業育成等)		15	10	10	9	11	9	9.7	
合計点									113.4	

*合計点については、委員6名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計

(主な評価内容)

- ・豊富な指定管理経験を踏まえ、独自の調査と分析に基づく課題設定を行うとともに、その対応策が具体的に示されている。
- ・利用者の特性に応じた事業が提案されており、利用者サービスの向上が期待できる。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<次点> LIFE&SPORTS 福岡共同運営 企業体 提案金額 196,800千円	管理運営方針	55	10	10	6	6	8	6	7.0	
	管理運営能力		30	23	26	33	21	19	25.4	
	経営基盤		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	労働環境		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	利用者サービス		35	31	28	25	25	22	25.3	
	施設管理		20	16	16	16	16	8	14.7	
	管理運営経費		15	12	12	9	12	6	10.0	
	その他 (地場中小企業育成等)		15	11	11	9	11	9	10.0	
合計点									112.4	

※合計点については、委員6名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

ふくおかアクアリンク

代表者 東京都墨田区両国二丁目 10 番 14 号

株式会社ルネサンス

東京都中野区東中野三丁目 18 番 12 号

株式会社日本水泳振興会

福岡市博多区博多駅中央街 7 番 21 号

J R 九州サービスサポート株式会社

福岡市東区青葉二丁目 13 番 35 号

有限会社日野体育あそび研究所

2 団体の概要

(1) 株式会社ルネサンス

①代表者

代表取締役社長執行役員 望月 美佐緒

②設立年月日

昭和 57 年 8 月 13 日

③業務内容

- ・スポーツクラブ運営事業
- ・自治体や企業等での健康づくり事業
- ・P P P / P F I 事業
- ・介護リハビリ事業
- ・ホームフィットネス事業 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・北九州市立浅生スポーツセンター
- ・三豊市たくまシーマックス
- ・堺市立大浜体育館・大浜武道館
- ・武雄市体育施設
- ・東大和市体育施設 外

(2) 株式会社日本水泳振興会

①代表者

代表取締役 坂元 要

②設立年月日

昭和 54 年 6 月 8 日

③業務内容

- ・スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の運営
- ・スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の企画および運営コンサルティング

- ・宿泊施設の運営並びに土地建物の管理
- ・情報システムの企画並びに運営管理に関する業務
- ・旅行、レクリエーション、スポーツ等の福利厚生活動に関する立案、企画および運営 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・大分市営温水プール
- ・横浜市都筑プール
- ・横浜市旭プール
- ・多摩市立温水プール「アクアブルー多摩」
- ・中野市民プール 外

(3) JR九州サービスサポート株式会社

①代表者

代表取締役社長 森 勝之

②設立年月日

昭和37年8月1日

③業務内容

- ・清掃整備事業
- ・公共施設の管理運営
- ・廃棄物の収集運搬やリサイクル
- ・リネンサプライ業務 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡県立北九州勤労青少年文化センター
- ・福岡県営筑後広域公園芸術文化交流施設
- ・九州鉄道記念館
- ・遠賀郡岡垣町情報プラザ人の駅
- ・福岡市立西市民センター

(4) 有限会社日野体育あそび研究所

①代表者

代表取締役社長 日野 立稔

②設立年月日

平成11年5月17日

③業務内容

- ・幼児～小学校低学年までの体育教室
- ・短期水泳教室
- ・短期スケート教室
- ・あそび塾（野外活動キャンプなど） 外

④主な実績（指定管理業務）

なし

福岡市立博多市民プール及び福岡市立南市民プールの指定管理者選定結果

選定結果

下記の理由により、シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループを指定管理者の候補者としたものである。

- ・提案内容等を踏まえ、選定委員会においてシンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループが福岡市立博多市民プール及び福岡市立南市民プールの指定管理者として適しているとの評価がなされた。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<候補者> シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループ 提案金額 200,009千円	管理運営方針	55	10	8	6	8	8	8	7.3	
	管理運営能力		28	23	26	29	21	21	24.7	
	経営基盤		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	労働環境		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	利用者サービス		35	28	21	25	28	25	25.8	
	施設管理		20	16	12	16	16	12	14.7	
	管理運営経費		15	12	12	12	12	9	11.0	
	その他 (地場中小企業育成等)		15	12	13	13	13	12	12.5	
合計点									116.0	

※合計点については、委員6名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計

（主な評価内容）

- ・登下校見守りや施設見学会の受入など、地域や関係団体との連携による地域に根差した取組みが具体的に示されている。
- ・オンラインアンケートなど、サービス向上に向けた取組みが提案されている。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<次点> 株式会社イト マンスポート スクール 提案金額 194,001千円	管理運営方針	55	10	6	8	10	8	6	4	7.0
	管理運営能力			24	23	29	27	18	17	23.1
	経営基盤			2名の委員で審査 (10、10)						10.0
	労働環境			2名の委員で審査 (10、10)						10.0
	利用者サービス		35	24	28	24	24	21	17	23.0
	施設管理		20	16	12	20	12	12	12	14.0
	管理運営経費		15	12	12	12	9	9	9	10.5
	その他 (地場中小企業育成等)		15	5	5	6	5	4	5	5.0
合計点									102.6	

*合計点については、委員6名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

シンコースポーツ・西鉄ビルマネージメントグループ

代表者 福岡市博多区博多駅東二丁目 9番25号

シンコースポーツ九州株式会社

福岡市中央区今泉一丁目 12番 23号

西鉄ビルマネージメント株式会社

2 団体の概要

(1) シンコースポーツ九州株式会社

①代表者

代表取締役 石崎 健太

②設立年月日

平成 25 年 1 月 17 日

③業務内容

- ・ P P P 、 P F I 事業等による公共スポーツ文化施設の管理運営業
- ・ スイミングスクール運営事業
- ・ トレーニングジム運営業務
- ・ 各種運動（スポーツ）教室及び文化（カルチャー）教室事業
- ・ スポーツイベントの企画運営 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・ 福岡市立博多体育館、南体育館
- ・ 福岡市立博多市民プール、南市民プール
- ・ ミリカローデン那珂川屋内プール
- ・ 久留米市民温水プール
- ・ SAGAサンライズパーク 外

(2) 西鉄ビルマネージメント株式会社

①代表者

代表取締役社長 高松 健司

②設立年月日

昭和 62 年 7 月 1 日

③業務内容

- ・ 設備管理業務
- ・ 警備業務
- ・ ホテル清掃業務
- ・ 建築設備工事業務 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・ 福岡市立博多体育館、南体育館
- ・ 福岡市立博多市民プール、南市民プール
- ・ 福岡市立城南市民プール、早良市民プール
- ・ クローバープラザ 外

福岡市立早良市民プール及び福岡市立城南市民プールの指定管理者選定結果

選定結果

下記の理由により、福岡スポーツNEXTPARTNERSを指定管理者の候補者としたものである。

- ・提案内容等を踏まえ、選定委員会において福岡スポーツNEXTPARTNERSが福岡市立早良市民プール及び福岡市立城南市民プールの指定管理者として適しているとの評価がなされた。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<候補者> 福岡スポーツ NEXTPARTNERS 提案金額 209,268千円	管理運営方針	10	10	10	8	10	6	6	8.3	
	管理運営能力	55	32	29	26	24	21	23	25.8	
	経営基盤		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	労働環境		2名の委員で審査 (10、10)						10.0	
	利用者サービス	35	35	32	31	28	25	28	29.8	
	施設管理	20	16	12	16	12	16	12	14.0	
	管理運営経費	15	15	12	12	12	9	9	11.5	
	その他 (地場中小企業育成等)	15	11	11	10	11	10	10	10.5	
合計点									119.9	

※合計点については、委員6名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計

(主な評価内容)

- ・豊富な指定管理経験を踏まえ、施設の現状分析による課題設定を行うとともに、その対応策が具体的に示されている。
- ・さまざまな利用者を想定し、短時間のスポーツ教室など利用者の視点に立った取組みが提案されており、利用者サービスの向上が期待できる。

応募団体名	評価項目	配点	評価点						平均	
			委員							
			A	B	C	D	E	F		
<次点> セントラルス ポート共同事 業体 提案金額 208,222千円	管理運営方針	55	10	8	6	8	8	6	7.0	
	管理運営能力			29	27	28	31	21	26.1	
	経営基盤			2名の委員で審査 (10、10)						
	労働環境			2名の委員で審査 (10、10)						
	利用者サービス		35	35	21	32	28	21	27.0	
	施設管理		20	16	12	16	16	12	14.0	
	管理運営経費		15	12	12	9	12	9	10.5	
	その他 (地場中小企業育成等)		15	9	9	8	9	7	8.2	
合計点								112.8		

*合計点については、委員6名の各評価項目の評価点の平均（小数点第2位を四捨五入）の合計

【参考資料】 候補団体の概要

1 指定管理者に指定する者

福岡スポーツNEX Tパートナーズ

代表者 東京都品川区東品川四丁目10番1号

コナミスポーツ株式会社

大阪市中央区南船場二丁目3番2号

イオンディライト株式会社

福岡市中央区天神一丁目4番1号

株式会社西日本新聞イベントサービス

2 団体の概要

(1) コナミスポーツ株式会社

①代表者

代表取締役社長 室田 健志

②設立年月日

昭和48年3月14日

③業務内容

- ・スポーツクラブの開発、運営
- ・市区町村や民間企業の各種スポーツ施設運営の受託
- ・オンラインフィットネスの提供
- ・法人向け健康経営サービスや地域支援事業など出張サービス
- ・各種スポーツイベントの企画、運営 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市立城南体育館、早良体育館
- ・春日市総合スポーツセンター
- ・北九州市立東部地域スポーツ施設
- ・久留米アリーナ
- ・うきは市立総合体育館「うきはアリーナ」 外

(2) イオンディライト株式会社

①代表者

代表取締役社長 濱田 和成

②設立年月日

昭和48年4月6日

③業務内容

- ・建築物及び関連設備の総合管理、メンテナンスに関する事業
- ・警備業法で定義される警備業
- ・土木、建築一式工事及びそれに関わる各種工事に関する調査、企画
- ・設計、監理、改修、施工及びコンサルティング事業
- ・電気設備、防災、防犯設備、通信機器、空気調和設備等の設計、施工 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市立城南体育館、早良体育館
- ・春日市総合スポーツセンター
- ・うきは市立総合体育館「うきはアリーナ」
- ・久留米アリーナ
- ・仙台市中田温水プール、仙台市鈎取球場 外

(3) 株式会社西日本新聞イベントサービス

①代表者

代表取締役 筒井 卓也

②設立年月日

平成2年4月2日

③業務内容

- ・博覧会、展覧会、コンサート、芸能祭、スポーツ大会などの企画、立案、実施運営
- ・講演会、シンポジウムなどの企画、立案、実施運営
- ・西日本新聞書道会、西日本書美術協会、西日本写真協会、西日本華道連盟などと各種団体の事務局代行
- ・美術展覧会などの関連グッズ物品販売 外

④主な実績（指定管理業務）

- ・福岡市立城南体育館、早良体育館
- ・大濠公園能楽堂
- ・春日市総合スポーツセンター
- ・久留米アリーナ